

事業承継支援資金

～これから事業承継をする方、事業承継をされた方へ～

市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって維持し、中小企業の持続的な発展を図ることを目的に、中小企業者の円滑な事業承継を支援するための融資制度です。

利用できる方

次の全ての項目に該当する方

- ・市税を完納している方
- ・法人においては承継する中小企業者が市内に本社を有すること。個人においては市内に事業所を有し、承継する者が市内に住所を有すること。
- ・経営が健全で返済能力が確実であると認められる方
- ・ア～カのいずれかに該当する方

(経営承継関連・・・親族承継、従業員承継)

- ア 経営承継を5年以内に行う見込みを有し、栃木県事業引継ぎ支援センター、商工会、金融機関、中小企業診断士、公認会計士、税理士等(以下、「支援機関等」という)の支援により事業承継計画書を作成する方
- イ 経営承継を5年以内に行う見込みを有し、支援機関等の支援により策定した事業承継計画の実行に取り組む方
- ウ 経営承継を行ってから1年を経過していない方で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方
- エ 経営承継を行ってから1年を経過していない方で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号及び第8号以外の事由に該当する場合)を受けた方

(M&A関連・・・第三者承継)

- オ 株式取得または営業譲渡による承継(以下、「M&A」という)により事業資産及び経営権を承継する方でM&Aの契約を締結した方。ただし、M&Aの当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められる場合は除く。
- カ M&A実施後1年を経過していない方で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化に取り組む方。ただし、M&Aの当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められる場合は除く。

対象となる資金

【経営承継関連(親族承継、従業員承継)】

	資金用途	対象者
A	支援機関等による事業承継計画書を策定するための委託資金	アに該当する方
B	当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業の議決権株式を取得するための資金	イ、ウ、エのいずれかに該当する方
C	当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業の事業用資産を取得するための資金。ただし土地については建物に付随する土地のみ対象とする。	イ、ウ、エのいずれかに該当する方
D	事業承継等の事業計画を実行するための運転資金及び設備資金。ただし、納税資金、債権返済資金、遺留分減殺請求に関する弁済資金等は対象外とする。また、土地については建物に付随する土地のみ対象とする。	イ、ウ、エのいずれかに該当する者

ただし、対象資格「エ」については、認定における支援措置事項に限り有効。

【M&A関連(第三者承継)】

	資金用途	対象者
E	営業譲渡により、他社の事業用資産、営業権の全部または一部を取得するための資金	オに該当する方
F	株式取得により、他社の議決権の50%を超える株式を取得するための資金	オに該当する方
G	支援機関等の支援により策定した事業計画に基づく運転資金及び設備資金。ただし土地については建物に付随する土地のみ対象とする。	カに該当する方

融資の内容

融資限度額

経営承継関連 3,000万円(うち運転資金1,000万円)
M&A関連 5,000万円(うち運転資金1,000万円)

融資期間

経営承継関連 運転 10年以内、設備 15年以内
M&A関連 運転 10年以内、設備 20年以内

貸付利率

3年以内 : 1.2%以内 5年以内 : 1.4%以内
7年以内 : 1.6%以内 10年以内 : 1.9%以内
15年以内 : 2.4%以内 20年以内 : 2.9%以内

償還方法

月割償還 据置期間1年以内 繰り上げ償還も可能

信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

その他

- ・償還期間中に据置期間を含む
- ・担保及び連帯保証人:取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

申し込みに必要な書類

共通書類

- ・融資斡旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・市税及び公共料金等納付状況調査同意書
- ・法人の場合、直近2期分の決算書(財務4表)
- ・個人の場合、直近2期分の確定申告書の写し
- ・法人の場合、履歴事項全部証明書
- ・委任状
- ・許認可が必要な事業の場合は、必要な許可証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

資金使途別の提出書類

資金使途 A

- ・事業承継計画書策定委託契約書又は請書の写し
- ・個人事業者においては承継予定者の住民票の写し

資金使途 B

【共通書類】

- ・事業承継に係る契約書の写し(契約済みの場合)
- ・株式の売買契約書の写し
- ・株式評価資料

【該当する方が提出する書類】

提出書類	対象者
承継予定者または承継者の住民票の写し	個人事業者の方
事業承継計画書(様式第4号又は準ずるもの)の写し	イに該当する方
事業承継計画書(様式第4号又は準ずるもの)の写しまたは事業計画書の写し	ウに該当する方
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定書(申請書及び提出書類の写し含む)	エに該当する方
事業承継等支援証明書(様式第5号)	イ、ウのいずれかに該当する方
個人事業廃止届及び開業届の写し	ウ、エのいずれかに該当する個人事業者の方

資金使途 C

【共通書類】

- ・事業承継に係る契約書の写し(契約済みの場合)
- ・事業用資産の売買契約書の写し
- ・固定資産評価証明書
- ・不動産登記事項全部証明書

【該当する方が提出する書類】

提出書類	対象者
承継予定者または承継者の住民票の写し	個人事業者の方
事業承継計画書(様式第4号または準ずるもの)の写し	イに該当する方
事業承継計画書(様式第4号または準ずるもの)の写し または事業計画書の写し	ウに該当する方
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定書(申請書及び提出書類の写し含む)	エに該当する方
事業承継等支援証明書(様式第5号)	イ、ウのいずれかに該当する方
個人事業廃止届及び開業届の写し	ウ、エのいずれかに該当する個人事業者の方

資金使途 D

【共通書類】

- 事業承継に係る契約書の写し(契約済みの場合)

【該当する方が提出する書類】

提出書類	対象者
事業承継計画書(様式第4号又は準ずるもの)の写し	イに該当する方
承継予定者の住民票の写し	イに該当する個人事業者の方
事業承継計画書(様式第4号又は準ずるもの)の写し または事業計画書の写し	ウに該当する方
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定書(申請書及び提出書類の写し含む)	エに該当する方
事業承継等支援証明書(様式第5号)	イ、ウのいずれかに該当する方
個人事業廃止届及び開業届の写し	ウ、エのいずれかに該当する個人事業者の方

資金使途 E

【共通書類】

- ・M&Aに係る契約書の写し
- ・M&A計画書(様式第6号または準ずるもの)
- ・履歴事項全部証明書の写し(契約に係る法人分)
- ・定款の写し(契約にかかる法人分)
- ・(修正)貸借対照表

【該当する方のみが提出する書類】

提出書類	対象者
固定資産評価証明書の写し及び不動産登記全部証明書の写し	事業用資産取得の場合

資金使途 F

- ・M&Aに係る契約書の写し
- ・M&A計画書(様式第6号または準ずるもの)
- ・履歴事項全部証明書の写し(契約に係る法人分)
- ・定款の写し(契約にかかる法人分)
- ・(修正)貸借対照表
- ・株式評価資料

資金使途 G

- ・M&Aに係る契約書の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し
- ・定款の写し
- ・事業計画書の写し
- ・事業承継等支援証明書(様式第4号)

申込先(取扱金融機関)

●足利銀行

- ・小金井支店 TEL:0285-44-1311
- ・石橋支店 TEL:0285-53-1236
- ・南河内支店 TEL:0285-44-4111

●栃木銀行

- ・小金井支店 TEL:0285-44-8488
- ・石橋支店 TEL:0285-53-1330

●足利小山信用金庫

- ・小金井支店 TEL:0285-44-5522
- ・石橋支店 TEL:0285-53-1150

問い合わせ先

下野市 商工観光課

TEL:0285-32-8907 E-Mail:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp